

【参考資料】

島根県教育委員協議会会議録  
(第1591回島根県教育委員会会議に先立つ協議)

日時 令和2年4月28日

自 13時30分

至 16時30分

場所 教育委員室  
隠岐合同庁舎災害対策室  
(テレビ会議システムにより2会場を繋いで実施)

## I 議題の件名

### －公 開－

#### (議決事項)

- 第1号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について  
(総務課)

#### (承認事項)

- 第1号 文化財課所管県有施設の休館について (文化財課)

#### (協議事項)

- 第1号 島根県文化財保存活用大綱(案)について (文化財課)

#### (報告事項)

- 第1号 新型コロナウイルス感染症への対応について (総務課)
- 第2号 島根県特定事業主行動計画の策定について (総務課)
- 第3号 島根県教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について (総務課)
- 第4号 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査について (教育指導課)
- 第5号 令和2年3月県立高校卒業者の就職内定状況及び令和2年3月特別支援学校高等部卒業者の進路状況について (教育指導課・特別支援教育課)
- 第6号 島根県幼児教育振興プログラム(案)について (教育指導課)
- 第7号 島根県生徒指導審議会委員の委嘱について (教育指導課)
- 第8号 特別支援教育在り方検討委員会の提言について (特別支援教育課)
- 第9号 令和2年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)文部科学大臣表彰について (教育指導課・社会教育課)

## II 出席者及び欠席者

### 1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員 池田委員

### 2 欠席者

なし

### 3 執行部出席者

石原副教育長  
佐藤教育監  
佐藤教育次長  
福間参事  
福間教育センター所長  
錦織総務課長  
阿部総務課上席調整監

森山教育施設課長

木原学校企画課長

中西県立学校改革推進室長  
多々納教育指導課長  
江角地域教育推進室長  
塚田子ども安全支援室長  
佐藤特別支援教育課長  
中村特別支援教育課上席調整監  
小村保健体育課長

畑山社会教育課長  
江角人権同和教育課長

萩文化財課長

清山世界遺産室長

舟木福利課長  
佐藤教育センター教育企画部長

全議題  
全議題  
全議題  
全議題  
全議題  
全議題  
議決第1号、承認第1号、協議第1号、報告第1号～第3号  
議決第1号、承認第1号、協議第1号、報告第1号～第3号  
議決第1号、承認第1号、協議第1号、報告第1号～第3号  
報告第4号～報告第9号  
全議題  
報告第4号～報告第9号  
報告第4号～報告第9号  
全議題  
報告第4号～報告第9号  
議決第1号、承認第1号、協議第1号、報告第1号～第3号  
全議題  
議決第1号、承認第1号、協議第1号、報告第1号～第3号  
議決第1号、承認第1号、協議第1号、報告第1号～第3号  
議決第1号、承認第1号、協議第1号、報告第1号～第3号  
報告第4号～報告第9号  
報告第4号～報告第9号

### 4 書記

米原総務課課長代理  
矢野総務課人事法令グループリーダー  
飯塚総務課企画員

全議題  
全議題  
全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	1 件
	協議事項	1 件
	報告事項	9 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件

○新田教育長 教育委員協議会は、教育委員会会議運営要領4の(1)の規定により、教育委員の皆さんが、学習教育問題に関する現状認識を深め、また、事務局から教育委員に対して適宜現状の情報提供等を行うために、必要に応じて開催することとされている。今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の社会情勢を鑑みて、第1591回教育委員会会議を書面開催とすることから、事務局からの説明及び委員間の協議の場として、この教育委員室と隠岐合同庁舎災害対策室の2つの会場をテレビ会議で結んで実施するものである。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、4月16日に島根県も特別措置法に定める緊急事態対象地域となり、緊急事態措置を実施すべき期間中にこの教育委員会会議を迎えることとなった。新型コロナウイルス感染症の今後の見通しについては、見通しにくい状況であるが、この感染症に限らず、緊急時における意思決定等の場の持ち方、言い換えると、できるだけ全ての委員が参加し、事務局からの説明、委員間での意見交換、協議を行った上で判断が行える手続きを整えることが必要であり、今回は緊急時の対応として、まず新たな試みとして、テレビ会議システムを用いて教育委員協議会を開催した後、教育委員会会議を書面による開催により行うこととする。

毎回、教育委員会会議に際して、隠岐の島町から宿泊を伴う移動をお願いしている池田委員には、今回特に事前にご了解をいただいている。

具体的には、今から申し上げる手順により会議を進めたいと考えている。まず事前にお配りしている各議案等について、テレビ会議により事務局から説明を行わせていただく。各教育委員の皆様はテレビ会議により各議案に対する委員間協議を行っていただく。なお、その協議内容は、議事録に準じた参考資料として作成保存することとする。議決等については、文部科学省による現在の法解釈により、テレビ会議では行えないため、これをテレビ会議上で議決等を行うことはせず、各議案に対する賛否は書面により提出していただく。事務局において提出された書面を取りまとめ、賛成多数の場合は、議決ということとさせていただきます。議決結果については、文書により通知する。また、議決に至る経緯は議事録として作成、保存する。それから執行部席だが、会議室内の密集状態を避けるため、事務局からの出席者を限定し、さらに前半後半入れ替えて参加することとする。

#### **議決第1号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）**

○錦織総務課長 資料1の1ページを御覧いただきたい。まず、1の改正理由であるが、JR等の交通機関を利用して通勤している職員に支給している通勤手当の返納について、

国に準じて所要の改正を行おうとするものである。改正内容については、3に記載のとおり、交通機関を利用し定期券代相当額を通勤手当として支給されている場合で、通勤手当を返納させる事由のうちから、休業や休職等になった月の翌月に復帰するような、月を跨ぐ短期間の休業を除く改正を行うものである。

改正内容について少し具体的に説明する。1の2ページを御覧いただきたい。例の1が今回の改正に伴い取扱が変更になる図である。交通機関を利用して通勤し、定期券代を通勤手当として支給される職員にあっては、①のとおり4月にまず6ヶ月分の定期券代が支給される。ここで男性が育児休業を取得した場合を想定し、図にあるとおり、4月の28日から育児休業に入り、その翌月の5月2日に復職する場合、期間でいうと数日だが、現在の規定では、既に支給している4月から9月までの6ヶ月定期券代のうち、②にあるように、5月以降の定期券代を返納して、③にあるように、次に復職した月の翌月である6月分から、定期券代を通勤手当として支給するようにしていた。その結果、5月分の通勤手当は支給されないこととなる。この度の改正は、この取扱を見直し、職員が月の中途から育児休業等に入り、その翌月に職務復帰する場合は、例1の改正後のとおり、通勤手当の返納は要しないこととする改正である。なお、例2のような同一月内で休業入りと復職がある場合は、現在の規定でも通勤手当の返納は発生しない。週休日や休日を無視した場合、例1と例2は同じ5日間の休業であるが、今までは例1のような月を跨ぐ場合は返納を求めて、例2のような同一月の場合は、返納事由に該当しなかったため返納を求めていなかった。この度の改正では、例1の場合であっても、返納を求めないこととなる。また、例3を御覧いただきたい。これは3ヶ月以上にわたり休業に入る場合であり、現在も休業期間中にかかる手当は返納していただくし、改正後も同様である。

次に改正の時期について、今回の改正は国の人事院規則の改正に合わせて県の規則改正を行うものである。国においては、交通機関を使って通勤する職員が多く、返納手続きが煩雑だということで、各省庁から人事院へ改善要望が多くなったため、今回人事院が規則改正を行ったと聞いている。県の給与制度は、従来から国の制度に合わせてきたので、今回についても、人事院規則の改正に合わせて県の規則を改正するものである。このため、教育委員会規則だけではなく、人事委員会規則についても、人事委員会において改正が行われる予定である。なお、市町村立学校の教職員の給与に関する規則の改正に当たっては、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第25条の規定によって、あらかじめ人事委員会と協議することと定めているので、同委員会協議を行い、4月24日に同意を得たところ

である。

施行日であるが、本日の会議で議決が得られれば、4月30日に一部改正規則を公布し、同日からの施行としたいと考えている。施行日についても、人事委員会規則と同じ日を設定することとしている。

○真田委員 例3の場合をもう一度詳しく説明していただきたい。

○錦織総務課長 今回の改正は、1ヶ月だけ月を跨ぐだけという改正であり、この例3のような4月から6月の3ヶ月に係る事案については、今回の改正の要件に当たらない。4月に6ヶ月分の定期が支給される。4月中に休業の事由が発生し、6月中に復職される。そうすると、まずは、5月から9月分の定期代を返納し、6月に復職された時に、7月分からまた再度定期代を支給するということである。これについては、従来と変わるものではないということである。

○浦野委員 今回は交通機関を利用する場合ということだが、自家用車利用の場合は、どのような支給のされ方になっているか、参考までに聞かせていただきたい。

○錦織総務課長 自家用車利用については、キロ数に応じての支給になっているので、今回の改正にはかからないことになる。

○浦野委員 自家用車利用の場合も、休職された場合は、このような返納が生じるのか。

○錦織総務課長 自家用車利用による通勤の場合は、毎月通勤手当を支給している。この場合、月のうち1日でも通勤していれば通勤手当が支給される。よって、例1の場合、例2の場合、いずれも通勤手当は継続して支給されるということになる。ただし、例3の場合は、1日も出勤していない5月は、通勤手当は停止されることになる。

○新田教育長 議決第1号については、この協議会では以上としたい。議決については、後ほど、書面にてお願いする。

#### **承認第1号 文化財課所管県有施設の休館について（文化財課）**

○萩文化財課長 文化財課所管の施設については、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、4月10日に県対策本部から、4月10日以降4月24日までの県有施設の休館要請があった。そこで、2のとおり、八雲立つ風土記の丘については、4月11日から休館とした。また、昨年11月18日から休館をしている古代出雲歴史博物館については、4月24日に予定していたリフレッシュオープンの日程を延期することとした。3にあるとおり、休館期間は、当初は県対策本部の要請で4月24日までとされていたが、全国を対象に

緊急事態宣言が発令されたことに伴い、4月21日に県対策本部から休館期間の延長の要請があった。そこで、八雲立つ風土記の丘と古代出雲歴史博物館については、5月6日までの休館とした。感染症拡大の状況によっては、さらに休館を延長する要請がある可能性もあり、その場合には、要請のあった期間まで延長をする。古代出雲歴史博物館については、休館明けをもってリニューアルオープンする予定としている。

この2つの施設の休館に当たっては、それぞれの条例で、指定管理者が事前に休館の申請書を県に提出し、教育委員会の承認を受けることとされている。今回、コロナウイルスの安全対策のために早急に休館手続きを行う必要があったので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条に基づいて、4月10日付で教育長が臨時代理して承認をいただいた。本日は2つの施設を4月11日から5月6日まで休館すること、及び休館期間のさらなる延長要請があった場合には、要請のあった期間まで延長することについてご報告をするとともに、承認の内容をお諮りしたいと思うので、よろしく願いをする。

○新田教育長 承認第1号については、この場では以上とさせていただきます。

#### **協議第1号 島根県文化財保存活用大綱（案）について（文化財課）**

○萩文化財課長 資料3の1ページを御覧いただきたい。この内容については昨年11月に教育委員会でこれから策定する旨を報告したところだが、本日はその進捗状況についてご説明をする。

この大綱は1の目的のとおり、文化財保護法による「文化財の保存活用に関する総合的な施策の大綱」に位置付けられるものである。この大綱により、県が県内の文化財の保存・活用についての方向性を示し、行政をはじめ、文化財関係者や地域の皆様と一体となって、文化財を次世代へ継承する取組を進めていくことを目指している。

3の概要にあるとおり、令和元年度から2年度の2年間で策定を行う予定であり、昨年度に策定委員会を設立し、これまで書面による審議を含めて、2回の委員会を開催し、委員の皆様からのご意見をいただいたところである。

4の構成案については、文化庁の大綱ガイドラインに従って構成をしたものである。

3の2ページを御覧いただきたい。こちらには、委員の名簿を載せているが、これは文化庁のガイドラインに従って文化財の専門家、所有者、民間団体等によって構成するということで、このような皆様をお願いをしているところである。

3の3ページの審議のスケジュールであるが、本日第1回目の状況報告をし、今後の

予定としては、9月頃、11月頃、2月頃に、教育委員会の方で大綱の案について協議をして、お諮りし、3月の会議において付議をして、議決をいただきたいと考えているところである。

続いて内容については、別冊の資料の方を御覧いただきたい。目次に序章から5章までの構成案を書いている。本日は、この策定委員会の委員のご意見を反映させた序章から2章までの案についてご説明をする。

まず1ページを御覧いただきたい。大綱の策定の背景と目的についてであるが、2つ目の段落、過疎化や少子高齢化等により地域社会が衰退しつつある中で、担い手や後継者の不足によって、文化財が継承の危機に瀕しているところである。そこで、国ではこのような状況を踏まえて、5段落目、地域における文化財の保存活用の推進や制度の見直し、地方文化財行政の強化などを図るために、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正され、平成31年4月に施行されたところである。

2ページ目、1段落目だが、この法改正によって、文化財保護法の中で、都道府県が地域に所在する未指定を含む有形・無形の文化財の総合的な保存活用を推進するために、文化財保存活用大綱の作成ができることとなったところである。これを受けて、島根県でも、下から7行目、県全体の文化財の保存活用の基本的な方向性を明確化し、県内の各種取組を進めていく基盤とするために大綱を作成することとした。

大綱の位置付けについては、4ページを御覧いただきたい。「島根県文化財保存活用大綱（案）の位置付け」という形で書いてあるが、大綱案と文化財保護法、県の各種の計画との関係載せている。左上のとおり、文化財保護法に基づくこと。また右側には県の各種上位計画を載せているが、この計画を指針として策定すること。またその上にあるその他の計画との整合性を図ること。さらに、左下にある、市町村や所有者等が策定する計画等との整合性を図ることなどに留意して策定をしているところである。

第1章、5ページから19ページまでだが、説明は省くが、島根県の位置、地勢、人口推移、地理、歴史などについて記載をしている。

20ページから27ページには、県内に所在する文化財の種別ごとの説明と、それから最後の方にユネスコ世界遺産、日本遺産等についても記載をしているところである。

28ページから29ページについては、県内の指定・未指定文化財に関する共通の諸課題を（1）から（3）の課題に大別して記載をしている。また、29ページの中段から33ページまでについては、有形・無形の文化財がそれぞれ抱える課題について記載をしている。

34 ページを御覧いただくと、文化庁が体系立てている文化財の体系図を載せている。この外側に、先ほどのユネスコ憲章に基づく世界遺産や無形文化遺産、あるいは、文化庁の補助事業制度である日本遺産などがあるところだ。

35 ページであるが、先ほどの諸課題を踏まえて、これを解決し、将来に向けて保存していくための基本理念を載せている。基本理念については、35 ページの上から4段落目に記載してあるとおり、文化財を継承していくためには、県内の文化財の豊かさを県民みんなで発見し、県民みんなでその魅力を磨き上げ、県民みんなで活用して継承するという仕組みづくりが必要である。5段落目だが、行政や民間団体、地域住民が総がかりで仕組みづくりや取組を進めていき、地域の活性化、郷土への愛着の醸成、人々の交流の推進などを図っていくために、基本理念を「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」としたいと考えている。

36 ページである。基本理念の実現に向けた基本方針としては、「文化財を知る、伝える」「文化財を守る、つなげる」「文化財を活かす」の三つの柱を軸に取り組んでいきたいと考えている。

38 ページを御覧いただきたい。先ほどご説明した基本理念から、右側に大別した課題を載せている。大きくは調査研究上の課題、保存・継承上の課題、活用上の課題という形で載せており、その右側にそれぞれの課題とリンクした基本方針を書いている。調査研究上の課題では、文化財の把握不足や価値などが理解されてないということがあり、これに答えるためには、文化財を知る・伝えるという方針で、取り組んでいきたいと考えている。それから保存・継承上の問題では後継者不足とか、保護体制が十分でないというような課題があり、これは文化財を守る・つなげるという方針でやっていきたいと思っている。それから活用上の課題としては、価値がわかりにくい、活用の手法が限定的、あるいはいろいろな部局との連携不足というのがあるので、これは文化財を活かすという方針で取り組んでいきたいと考えている。その右側の括弧にはそれぞれの三つの柱の基本方針を具体的に載せている。特に基本方針の中の、青枠の一番上、文化財を知る・伝える、の部分の②文化財を磨き上げ、魅力を引き出す、③文化財を地域の歴史の中に位置づける、という部分については、文化財や地域の歴史の調査・研究を推進するということをうたう部分であるが、これは都道府県の中でも唯一と言える研究機関を持つ古代文化センターや古代出雲歴史博物館などを有する島根県しかできない部分と考えており、他県にはない特徴的な取組だと考えている。

39 ページからは、基本方針に沿った取組の内容の具体の記載をしている。「文化財を知る、伝える」というところでは、項目だけであるが、県や市町村による地域内の文化財の調査、把握それから調査・研究の推進、それから行政と学校、社会教育施設等が連携した公開や学習の取組等を進めていくことを記載している。

45 ページから 48 ページ、「文化財を守る、つなげる」というところでは、県や市町村による文化財指定の推進や支援、あるいは行政と、地域の皆様、民間団体の皆様と、連携した保護の取組等について記載をしている。

49 ページから 52 ページ、「文化財を活かす」では、文化財を県民等にわかりやすく伝えるための環境づくり、あるいは、地域や学校教育、社会教育などと連携した文化財の活用等について、記載をしているところである。

53 ページから 56 ページについては、県が主体となっていく保存・活用の内容について書いてある。まだちょっとドラフト版であるので、今後説明したページに図や写真、データ等絡を追加して、もう少し文化財をわかりやすくご理解いただけるような工夫をしていきたいと思っている。また、今後順次、3章以降の作成に取り組んで、委員さんの意見なども取り入れながら作っていきたいと考えている。

○林委員 38 ページの基本方針のところ、文化財を知る・伝える、守る・つなげる、活かすとあるが、やはり一番課題になるのは、守る・つなげるではないかと思っている。県内にも数多くの文化財があるが、市町村あるいは地域住民やNPOなどで、文化財の保護をされている方が今高齢化しているところも数多くあると思う。こうした文化財の価値を次世代につなげるために、保護・継承というところに力を入れていくべきと思った。

○萩文化財課長 文化財の一番基本となる部分であるので、やはりそういった担い手の育成も、今回の内容に入れていきたいと思っている。それぞれ具体については、この法律の中で市町村が文化財保護のアクションプランである地域計画を作れることになったので、そういった中で、盛り込んでいただきながら、我々が作る大綱との整合性も取りながら、取り組んでいきたいと考えている。

○出雲委員 38 ページの基本方針のイメージの「文化財を知る・伝える」の島根県の特徴であるという②、③のところだが、やはり地域の中で、私たち長年暮らしていても、こんなものがこの地域にあったのかというような知らないことがたくさんある。今回この大綱を基に、地域の方々、それから子どもたち等、もっともっとその地域の歴史が伝わっていけばいいと思っているので、いい大綱ができるのを楽しみにしている。

○萩文化財課課長 確かにまだ専門家でもわかっていないような文化財も地域に多々あるので、そういったものは市町村と連携しながら、地域を総合的に調査して掘り起こしていくこと、それから、その中身を見て、磨き上げていくこと、わかったことをどうやって地元の皆さんにわかっていただくかということ、市町村の皆様といろいろと意見を交わしながら、今後伝わるようにしていきたいと考えている。

○池田委員 「文化財を守る・つなげる」のところで、隠岐の場合は、牛突きとか、相撲とか、小さい時から関わってきていて、多分それが伝統であったり、文化であったりするのだが、それを知らないうちにずっと継承していて、3代目、4代目になっている所がたくさんあると思う。市町村がこれから責任を担っていくと思うが、そのためには、後継者を育成するにも、手立てというか、裏付けというか、その点が乏しいと思うが、大綱には出てこないか。

○萩文化財課課長 この大綱の中でも、担い手後継者の育成が大きい課題になっているので、県全体としては、個別というよりは大きい方針として、そういった担い手、後継者をどうやって育成していくかというところを記させていただいて、具体的にはそれぞれの市町村がお考えになる文化財保存活用地域計画の中で記載していき、取り組んでいくことになると思う。今日は載せていないが、第3章に市町村への支援という章もあるので、市町村と連携した取組などを入れていって、地域の中で受け継がれてきた伝統芸能や行事が、途切れないようにしていくにはどうしたらいいかというようなところを入れていきたいと考えている。

○池田委員 途切れないようにと言われたが、地域の中には、既に途切れてしまった神事などがある。それは、このままいくのか。また発掘して何とか続けるのか。それも市町村の対応か。

○萩文化財課課長 過去から地域で継承されているものが、担い手がいなくなってしまったことが隠岐の神楽でもあることは、十分存じている。完全に担い手をまた復活できるかわからないが、例えば古代文化センターが行う民俗や文化財の調査の中で、途切れてしまったものは、これまでどういった活動をされていたかという記録の収集はできるのではないかと思うし、実際にやっているものもある。それから、消滅の危機にあるような文化財については、本来そうならないようにしないといけないが、一つセーフティネットとして、映像で現在活動されている状況を記録しており、そういった記録を広く県民の皆様公表して見ていただけるような仕組みを作っていこうと県では考えている。地域については、県

だけではとても抱えきれないものがあるので、市町村のみなさんと一緒になってこういった調査を行って、記録を残していければ、また、どこかの時点で、復活していこうと思われた時に、その記録を見て復活させることも可能ではないかと考えているので、まずはそういうことができるようにしていきたいと思っている。ちなみに、雲南市の槻の屋神楽のように、一回途切れていたが、今、盛んに舞われている例もあるので、そういった例がどんどんできるようにしていけたらいいと考えている。

○新田教育長 この項目については、協議という形にしている。今後また進行に応じて、こうした協議の場をこの場で設けていきたいと思っている。

#### 報告第1号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○錦織総務課長 4の1ページである。教育委員会では、本年2月25日に島根県教育委員会危機管理対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症への対応を協議し、県立学校への通知や市町村教育委員会へ情報提供などを実施している。そして、4月9日に県内初の新型コロナウイルス感染症の感染者が判明したことや、国において新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態対象地域を拡大したこと等を受けて、県立学校の臨時休業などの対応について検討を行ってきたところである。その結果、下記のとおり措置を行ってきた。

まず4月9日に、県立学校1校について、4月10日から23日まで14日間の休業措置をとった。また4月14日には、知事からの要請を受ける形で松江市内の全ての県立学校、つまり県立高校7校、特別支援学校5校について、4月15日から28日までの14日間を臨時休業とした。次のページ、4月16日になるが、知事からの要請を受けて、県内全ての県立学校について、4月20日から5月6日まで休業することとした。

4の社会教育施設の臨時休業期間についてだが、先ほど説明があったとおり、他の県有施設等と同様、4月9日には、4月11日から24日まで14日間の休館を決定し、その後4月21日に、5月6日までの延長を決定したところである。

続いて、5の県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応として、登校、部活動等の対応、県内において感染例が判明した場合の対応、臨時休業の場合の対応、感染拡大防止に関する対応、医療的ケア児や基礎疾患等のある児童生徒への対応、高等学校の寄宿舎における対応。家庭との連携など様々な対応について周知、実施しているところである。このうち、4の4ページの（3）臨時休業の場合の対応としては、1つは

保健所からの指示のほか、教育委員会からの指示も行っており、臨時休業中の生活の留意事項等についても提示しているところである。

4の6ページの6その他の最後のところだが、偏見や差別を生まないための指導についても、通知文等を通じて、適切な対応についてお願いしたところである。

4の7ページから表になっているが、これは、2月26日以降の国の通知やガイドラインの発出と、それに呼応した県及び県教育委員会の方針等について、時系列でお示ししている。2月28日の文部科学事務次官通知により、臨時休業を行うようお願いされたことを受け、同日付で、県教育委員会から各学校あて、県内の感染例が判明した場合、できるだけ速やかに県内一斉に臨時休業措置を取るとの方針を打ち出した。その後、3月24日の文部科学事務次官通知において、国の臨時休業に対する考えが2月の通知から変わったため、県も翌3月25日、学校単位での休業措置もできるという方針の変更を行ったところである。4月1日の文部科学事務通知において、感染が拡大傾向にある地域において、首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校設置者に臨時休業を要請することも考えられるとされたところである。一方、自治体の方では、4月16日の国の緊急事態宣言の対象地域の全国への拡大、島根県もそこに入ったということで、県教育委員会からは、同日付で、知事の要請を受けて県内全ての県立学校の臨時休業を決定したことになる。

○林委員 今後の対応について、なかなか1週間先どころか、明日の見通しさえわかりづらいところではあるが、今、5月6日までとしている休校の再開若しくは延長を判断する何らかの目安は、今の段階で検討されているか。

○錦織総務課長 まさに今、検討中というところである。ただし現時点で決定したものはないので、現状でいうと、5月7日から再開ということになる。ただし、まだこれから先、国からの情報で延長があるかもしれないし、また県内での発生状況がこれからどうなるかもわからない状況である。そういったこと、あるいは知事からのさらなる要請等々いろいろなことを総合的に勘案して決定したいと考えているが、現時点ではそういう状況である。

○林委員 これから連休にも入る中で、学校も判断をなかなか前日、前々日というわけにいかないと思うので、やはり5月1日ぐらいが目安になると私の勝手な思いだが、その時点で何かしらの方向性を掲げるということはないか。

○錦織総務課長 現時点では、この時期にということをお示しはできないところであるが、いずれにしても、学校再開についていろいろな準備が必要になることは当然のこと

あるので、学校再開に向けて、学校で、生徒、児童保護者に、負担とか迷惑にならないような形で通知ができるといいと考えている。

○池田委員 隠岐地区は学校が少ないので、電話で各学校の校長先生とか、教頭先生に、支援策がどうなっているかということで聞き取りをさせていただいた。学びについては、それぞれプリントだとか、学習課題を5月6日分まで出していて、状況については、週に1回、電話で健康状況等聞き取りなどやっているということだが、やはり心配なのは、林委員が言われたように、いつ、次がどうなるかという判断がもらえるのかということが一番困っているとおっしゃっていた。そして、隠岐水産高校と隠岐島前高校の寄宿舎に生徒がいて、マスクと消毒液が不足するのが、気がかりだということもおっしゃっていた。それから、島前の知夫村は島留学で中学生が8人滞在しており心配とのことだった。

○錦織総務課長 現在臨時休業中の児童・生徒の皆さんの学習の保障等については、4月22日にも通知を出しながら、いわゆる学習指導等Q&Aというものをつくりながら、各学校の方にお示しをしている。あるいは心身の状況の把握と心のケアということについても、いろいろな形でのQ&Aを見ながら、各学校での生徒への対応について、順次お願いをしているところである。それから寄宿舎における感染症予防策についても、随時通知文を送りながら、各学校での対応についてお願いをしているところである。先ほど言われた、やはりいつ、どうなるのかというところの通知というか、それはおっしゃるとおりであるので、先ほどの回答と同じになるわけだが、できる限り学校あるいは児童生徒あるいは保護者の方に負担にならない、迷惑にならない形で、お知らせができればと思っている。

○真田委員 5月6日に緊急事態が解除されるかどうかというのは、まだわからない状況で、何とも言えないところだが、県立高校の場合には、やはり学習の遅れが一番心配になってくる。それを補うために、例えば土曜日の授業を認めるとか、例えば夏休みをどうするのかというようなことも、各学校の実情に応じてやるのが一番だと思うが、県教育委員会として少し早めに決めて各学校に通知すると、学校としては早く体制がとれるのではないかと思う。市町村教育委員会に対しても、やはり同じようにやってあげるといいと思う。特に、小学校新1年生については、本当にご家庭でもご心配をしておられるところがあるのではないかと思うので、なかなか難しいところであると思うが、教育委員会として何らかの指針が示せたらいいと思う。家庭はもちろん、学校教職員に対してもやはり少しでも不安を取り除くようなものが示せたらいいと思うので、よろしくお願ひしたい。

○新田教育長 先ほどのご意見へのお答えになるかどうか分からないが、先ほど報告の

中でも申し上げたように、3段階に分けて休業の措置をした。4月9日に感染が確認された生徒が在籍する学校への臨時休業。そして感染の拡大というよりは、その調査と検査に要する日数が相当かかるという見通しの中で、あくまでもクラスターの中のリンクで全て経過が把握できている患者さんだけが今県内にはおられるわけだが、そういった調査自体に日数がかかるということから、松江市内の全ての県立学校について、4月14日に臨時休業という判断を行っている。そして、今回、3度目となるが、4月16日に決定した県下全域の県立学校の臨時休業が5月6日までとなっている。以上3回、それぞれ意思決定の経過、それから通ったルートが、実はそれぞれ微妙に異なっている。最初の感染が確認された生徒が在籍する高校については、学校保健安全法による教育委員会の判断として、現実に当該校の生徒又は教職員に感染者が発生したことをもって、その学校を臨時休校とした。これは教育委員会の権限として行ったものである。続く松江市内の全県立高校の臨時休業、そして県下全域の臨時休業は、これは実は教育委員会の今の私どもが定めているルートの中ではできない。要は感染者が誰もいない状況で学校を臨時休業しているという言い方もできるわけである。これは、今のこの新型コロナウイルス感染症対策で、感染者がいない学校も合わせて一斉に臨時休業することが今ルート上で認められているのは、県で言えば知事が地域全体の例えば活動自粛を様々な面で手を打って、そういったものの一環として、教育委員会に首長である知事あるいは市町村長から要請があった場合、それに応じる形で、地域一斉の臨時休業が行われる。それをストレートにやったのが松江市全域をやった時の流れになるし、さらには、先ほどからお話があるように、緊急事態宣言の対象区域に含まれたことをもって知事が判断して措置を行うということで、地域一斉の臨時休業を行なったのが3回目という状況になっている。

今後の見通しが非常につきにくいのは、国が政府の専門家会議を踏まえ、専門家集団が、全国の動きを見て指示なり宣言を出す。それに基づいて知事が総合的な判断の中で、県立学校の臨時休業の適否などの判断をする。こういったルートになっていることが、非常に先が見通しにくい一つの要因になっているものと考えている。各学校において見通しがつきにくいという点については、例えば直近の4月16日の判断であるが、このときにも終期は5月6日までということで知事から指示があったが、これのスタートの時期は、学校現場で混乱しないよう、できるだけ早いところで休業をスタートしてくださいということだった。16日は木曜日の夜であったが、その際に17日からいきなりやると学

校が混乱するので、金曜日は出校させて、週明けの20日から臨時休業にする方向で検討するという言い方であり、決定は16日だが、臨時休業は週明けの20日からだった。そういうことが実際3回目のやりとりの中であったことである。できるだけ早く判断をした上で、各学校に通知することは元よりだが、今回の場合も感染者が出てすぐ臨時休業というルートとは違うという点もあって、そういった学校が混乱しないスタートの仕方、あるいは調整なり、生徒保護者への連絡を徹底してからということが必要な場合には、そういったことも勘案して対応していきたいと思っている。

それから、こうやって臨時休業を実際に今、措置して、その最中であるが、学校現場といろいろな連絡をとっている中で、私どもが支援、あるいは取組を率先していかないといけない分野は、感染症対策はもとより、学習支援、生活指導、安全指導、心のケア、人権に配慮した対応、そういったことも含めて、非常に多岐にわたっているということに改めて痛感しているところである。先ほど長期休業になった際の様々な学びの支援という話もあったが、絶対にこうしなさいということは、やはり学校、それぞれ地域、それぞれの特性があるので、小中学校も含めて、取組の事例や、ある程度は選択肢としてこういうものの中から検討してくださいということは、これまでも各段階で通知を県立学校に送り、またその情報は等しく市町村の教育委員会に参考ということで流しているので、そういった体制は維持しながら、本当に真に必要なところで不足する部分がないような対応を引き続きやっていきたいと思うし、そういった点では、ぜひお気づきの点をご指摘いただければと思う。全てに答えてはいないかもしれないが、現状の動き方と私どもの課題意識ということでお話しさせていただいた。

○多々納教育指導課長 真田委員から御指摘があった点については、学校現場も悩んでいるところだと認識している。通知を出しており、Q&Aの形で学習の遅れをどうやって補てんするのかというところについて、夏季休業、冬季休業の短縮、これは一例として挙げさせていただいている。市町村立学校だと、土曜日の授業実施ということが今現在できる。高校については土曜日の扱いについて、また示すことになろうと思っている。また放課後等の時間の有効な活用等々も例示として載せさせていただいている。事前に通知をしているものの、また学校現場の困り感に寄り添いながら、明確な通知を出していきたいと思っているところである。学習の遅れが一切なくなるというのは難しいと思うが、少しでも取り戻せるような対応を県教育委員会としても伝えていきたいと思っているところである。

○真田委員 これからゴールデンウィークに入るので、こちらが知らせる場合には、先生方が受け取ってそれをまた生徒、保護者にきちっと通達をしていかないといけない。先ほど教育長の方から現場に混乱がないようにということをおっしゃっていただいたので、ぜひその辺も配慮して、きちっとした対応していただければと思う。学校としてはそれが今のところ一番心配なところではないかと思う。5月7日となっているが、それが5月5日ぐらいにぼんと出されても、なかなかそれはうまく伝わらないということをや非常に心配している声の一部にあったので、その辺含めてご検討いただきたい。

○池田委員 ちょっと離れるが、昨年度末の教育委員会会議に、ギガスクール構想の実現に向けての予算のことがでていた。令和5年度までに、小中学生の全学年で一人一台端末をしていくという環境の整備をしているという予算のことが出ていたと思うが、どう考えているか。

○多々納教育指導課長 ギガスクール構想については、文部科学省の方も方針案を前倒しにされている。令和5年度までに全ての子どもたちにと、当初伝えられていたところを、もう一刻も早くというスタンスに変わってきたところである。ただ設置者である市町村のお考え、あるいは県立学校の考え等々を踏まえていかななくてはいけないので、県教育委員会としては、各市町に必要性、文部科学省の方針等を伝えながら、市町村に呼びかけをさせていただいているところである。財政面のこともあるので、市町村のそれぞれのお考えに応じて、こちらで集約する形にはなっているが、できるだけ早く整えていきたいと思っている。ギガスクール構想、生徒1人1台の端末を持つというのが大きな発想であり、池田委員がおっしゃるように、これからの学校教育のあり方の大方針転換にも繋がっていくものと認識をしている。ただし一方で、これまでの私達というか、教育現場で積み上げてきたものの優位性というものもある。実際にオンライン授業で伝わるもの、伝わり切れるもの、対面でなくては伝わらないものがある。何よりも大事なのは、子どもたちの学びを保障し、子どもたちを豊かに成長に導いていくことであるので、そこは、このギガスクール構想の結果、端末が1人1台配置された、だからそれで大きく全てが変わっていくということには、おそろくならないものではないかと思っている。徐々に徐々にというところも踏まえながら、しっかりと検討を進めていきたいと思っている。一方で、この休業期間が長引いていく中で、ただ、プリントを渡して、それを児童・生徒が解くということの繰り返しではやはり学びの保障に不足があると思うので、一定のところではオンラインについては考えていかななくてはいけないと

いうことは、市町村の方でもお考えになっているし、県教育委員会の方でも考えているところである。

○新田教育長 この新型コロナウイルス感染症対策については、本当に日々、知事をはじめ知事部局とも、ほぼもれなく毎日、情報交換をしているところである。やはり国の専門家会議の判断、それに基づく政府の判断というのは、各自治体だけでは把握し得ないこの未知の感染症に対する方針であるので、やはりそこを見極め、尊重するというスタンスは、全国どこも、同じではないかと思う。そういった中で、一方では、安全安心、そして子どもたちの学びをしっかりと同時に保障していく。この両立をとにかく目指していくということであろうと思う。ゴールデンウィークがこれから真っ盛りになっていく。先ほどおっしゃったように、何らかの変化があったという連絡を徹底させるということも非常に難しい日々が続くようになっている。今日ご指摘いただいた点、十分留意して対応して参りたいと思う。また、引き続いて、動きが出そうな時、でた時には、極力、早い段階でお知らせするように努めて参りたいと思う。

それでは報告第1号については、この場では以上とする。

## 報告第2号 島根県特定事業主行動計画の策定について（総務課）

○錦織総務課長 5ページを御覧いただきたい。特定事業主行動計画島根県特定事業主行動計画の策定についてご説明申し上げます。

1のこれまでの経緯だが、まずは平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てしやすい職場づくり推進計画—島根県特定事業主行動計画—」が策定された。その後、平成28年に次世代法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法の2つの法律に基づく一体の計画として、「女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画—島根県特定事業主行動計画—」が策定されている。その後、昨年、令和元年5月に県庁内において女性活躍推進本部が設置された。女性活躍推進に係る体制強化策の一層の推進を図ることとなっている。そして、職員一人ひとりが男女ともにワーク・ライフバランスを実現するとともに、能力を伸ばし発揮できる職場づくりを目指すことを目的として、本年3月、既存の行動計画を改定し、両法に基づく「すべての職員がいきいきと働くことのできる職場づくり推進計画—島根県特定事業主行動計画—」が新たに策定されたものである。平成28年策定の計画の計画期間の終期は令和3年3月までであったものだが、女性活躍推進を民間にお願いするに当たり、県職員も

取組をさらに一層進めていく姿勢を明確に示す必要があるとの考えのもと、1年前倒しで新しい計画を策定することになったものである。2の計画期間は、令和2年度から令和6年度の5年間、3の対象職員は、知事部局及び各任命権者に勤務する職員であり、会計年度任用職員も含むこととなっている。4に計画の目指す姿と数値目標が示してある。目指す姿は、「男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現し、その能力を伸ばし発揮していきいきと働くことができる職場」である。取組の柱は3つ。1つ目は個々の能力を十分に発揮できる職場環境の実現。2つ目は職員の人材育成キャリア形成に向けた支援。3つ目は仕事と生活の両立に向けた環境の整備である。そして、数値目標であるが、下に表があるが、少し詳しい表が計画本編3ページにあるので御覧いただきたい。この項目として、大きく6つ掲げてある。いずれも職員向けアンケートの実施等により、各事業主における状況を把握し、課題分析を行った上で目標設定してある。アンケートの実施結果については、この本編の18ページ以降に載せているので、御覧いただければと思う。

教育委員会として、これらの目標を設定する上でも、課題であると認識しているが、1つ目は、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合についてはここ数年、10%台が続いていた。昨年度11.6%まで上がっているが、今回の目標値としては、15%となっている。女性管理職候補者には、早い段階から人事異動あるいは校内の様々な役割を担っていただくことを通して、キャリアを積んでいただくよう各学校の校長先生を取組をお願いしているところである。もう1つは、男性職員の育児休業取得率である。これについては、知事部局等と教育委員会で目標が別立てとなっている。私ども事務職員は知事部局等に入ることになる。学校現場とそれ以外の現場では職員の労働環境が大きく異なっている。教育職員の職務の中心となる授業は、日々の時間割として職務遂行時間が固定されていることもあり、知事部局の目標値と合わせることは困難ということで、独自の目標値になっている。

4ページ目以降に具体的な取組が書いてある。大きく3つの具体的な取組として、1つは個々の能力を十分に発揮できる職場環境の実現。もう1つは職員の人材育成・キャリア形成に向けた支援。もう1つは仕事と生活の両立に向けた環境整備が挙げてある。それぞれ管理部門だとか、所属と所属長等の具体的な取組、最後には、職員のそれぞれの取組について、いろいろ項目について記載している。これらのことを遂行しながら、掲げている目標値に少しでも近づけるように、取り組んでいくことになる。

○新田教育長 それでは報告第2号については以上とする。

### 報告第3号 島根県教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について（総務課）

○錦織総務課長 資料6ページを御覧いただきたい。1点目、この計画の策定の趣旨が書かれている。障害者雇用について、県では昭和63年に第1回目の身体障がい者を対象とした採用試験を実施し、以降、継続して採用試験を実施してきている。そして、平成30年度からは一般事務の採用試験の対象に知的障がい者と精神障がい者を新たに加えて実施しているところである。平成30年度に国の機関及び地方公共団体の多くの機関において、障害者雇用率制度の対象障がい者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況であることが判明した。また、島根県教育委員会においても、雇用率の算定誤りが判明する事態が起きている。障害者雇用率に計上する障がい者の範囲については、障害者手帳などを所持していることが条件となっているが、平成30年5月頃、その取扱に誤りがあることが判明して、平成29年の雇用率を再計算した結果、国の行政機関における実雇用率が2.49%から1.18%までに下がり、不足している障がい者の人数で見ると、2人から3,500人と大幅に増える結果となったものである。あわせて、島根県教育委員会の雇用率の算定誤りは、国での誤りが判明した際、国から県に対しても、障害者手帳などの確認を求められるところで、その結果、職員の一部の申告間違いなどが判明したことをいうものである。その見直しの結果、平成29年度の雇用率については、2.36%から2.28%。平成30年度の雇用率については2.53%から2.48%にそれぞれ下がることになった。ただしこの変更した後の数字でも、法定雇用率は満たしているため、不足する障がい者の人数は0人であったということが経緯である。

これらを受けて、今後においては、法定雇用率の達成に合わせ、障がい者が働きやすい職場作りなどの、いわゆる雇用の質を確保するための取組を確実に推進するため、障がい者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づいて、国及び地方公共団体の任命権者は、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に向けた取組に関する計画の策定が義務づけられたものであり、策定期限は、本年4月1日までのため、このたびの策定になったものだ。計画の期間は、本年4月1日から令和5年3月31日までの3年間としている。計画が目指す姿、目標がこの下に掲げられている。目指す姿は、「障がいのある職員が障がい特性や個性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすくやりがいを感じることができる職場。さらに、こうした職場は、同じ職場で働く障がいのない職員にとっても働きやすい

職場であることを職員全員が認識し、お互いに理解協力することができる職場」である。

目標としては、3つ設定している。計画の2ページを御覧いただきたい。1つ目には採用に関する目標、これは実雇用率が当該年6月1日時点の法定雇用率を上回ることを目標としており、令和元年6月1日現在の実雇用率は、2.52%である。法定雇用率を2.4%上回っていたため、昨年時点では目標を達成している。来年には法定雇用率が2.5%になるということである。

2つ目は、定着に関する目標である。3年以内の離職者がゼロであるというのが目標であり、その評価方法は、毎年任命状況通報の時期に、前年度採用者の定着状況を把握するものである。評価方法等の中に括弧書きで、ワークセンターについて記してあるが、このワークセンターというのは、県内全ての特別支援学校や教育庁総務課、図書館、出雲教育事務所及び埋蔵文化財調査センターにそれぞれ設置されており、これは非常勤職員として、障がい者を1名から3名、これに支援員を原則1名採用して、チラシ等の仕分けや、袋詰め、パソコンのデータ入力、夕食の配膳などを実施しているところである。このワークセンターでの作業を通じて、定時出勤や、挨拶等により職業意識、あるいはコミュニケーション能力を身につけて、3年以内のいわゆる一般就労を目指すものである。この一般就労を理由として離職した場合には、離職者には含めないということを書いてあるものである。

3つ目は、アンケート結果による満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標である。ワーク・エンゲージメントとは、仕事への積極的関与の状態、「仕事に誇りや、やりがいを感じている。」「仕事に熱心に取り組んでいる。」「仕事から活力を得て、いきいきとしている」この3つがそろった状態のことを言う。目標である働きやすさ指数というのは、県教育委員会事務局、県立学校及び市町村立学校に勤務している障がいのある職員を対象にしたアンケート調査をいい、その中に、現在働いている状況について、4択で「1番 満足、2番 やや満足、3番 やや不満、4番 不満」のうち、1番と2番、「満足」か「やや満足」と答えた割合が前年の数字よりも上回っていることを目標としている。現状欄にあるように、令和2年3月時点の働きやすさ指数は、89.6%であった。来年はこれ以上の指数になる必要がある。もう一つはやりがい指数である。これは同じくアンケート調査の中の担当している業務についての調査の中で、担当している業務について、やりがいをどの程度感じられるかという問いに対して、これは5択で、「1番 強く感じる、2番 かなり感じる、3番 概ね感じる、4番 感じない時が多い。5番 感じな

い」のうち、1番か2番、「強く感じる」あるいは「かなり感じる」と答えた割合が前年度を上回ることが目標である。この年度の現状は55.8%となっている。

次の3ページから、目指す姿に近づけるため、あるいは目標をクリアするための具体的な取組が3つ掲げられている。まず組織面、人材面からみた体制整備では所属での支援のほかに、必要に応じて、各種所属先との情報共有をしっかりと図りたいと思っている。人材面においては、障がいに対する理解の促進を図るため、各階層における研修をしっかりと行っていく。障がい者の活躍を基本となる職務の選定・創出については、所属と障がいのある職員との定期的な面談を通じて、業務の適切なマッチングの点検等を行って、必要に応じて、職務の選定・業務内容の見直し等を行うものである。また、障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理等については、休憩スペースの整備、あるいは視覚、聴覚等の機能を補助する機器・ソフトの整備を検討している。また、募集・採用にあたっては、特定の障がいの排除や、あるいは特定の障がいの限定、自力で通勤できることといった条件設定など、資料の③に掲げたような取扱を行わないことなどを規定しているところである。また、時差出勤制度の利用やテレワークの導入などによる多様な働き方を支援するほか、本人のキャリア形成のイメージを共有し、研修受講に必要な合理的配慮を行い、教育訓練の場を提供していくこととしている。以上のような取組を通じて、障がいのある職員が障がい特性や個性に応じて能力を十分発揮し、働きやすくやりがいを感じるができる職場づくりを進めていきたいと思っている。

○池田委員 アンケートの結果だが、やりがいをどの程度感じられるかという質問に対するあまり感じないという回答のパーセンテージはどのくらいか。

○錦織総務課長 全体で言うと、アンケートは5択であるが、一番下の「感じない」と回答された方はいない。0%であった。下から2つ目の「感じない時が多い」が2.6%である。5択の中で一番多かったのは、「概ね感じる」というところで、41%程度である。

「強く感じる」「かなり感じる」「概ね感じる」の3つを合わせると、97%超になってるので、そういった意味では、ある程度、皆様、やりがいを感じながら、お仕事をお勤めになっていると評価できるものと思っている。

○真田委員 IIの2目標のところ、定着にする目標というところで、3年以内の離職者をゼロにするという目標を掲げているが、現在のところ、ワークセンターに勤務しながら、例えば一般就労に向かっている方はどれくらいいらっしゃるか。

○佐藤特別支援教育課長 私が持っている資料は、特別支援学校に設置しているワーク

センター、特別支援学校 12 校のデータであるが、今まで 80 名を雇用している。現在のところ在籍者数は 24 名ということになっている。36 名の枠のうち 24 名が在籍している。過去、一般就労をしたものが 25 名になっている。その他福祉就労は 8 名という状況にある。

○新田教育長 報告第 3 号については以上とする。

#### 報告第 4 号 令和 2 年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 令和 2 年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査について、学力検査結果の概要をお伝えさせていただく。本概要については、3 月 5 日に実施した学力検査における受検生の解答と、得点状況の総括、さらに、受検生の学力の傾向の報告とさせていただく。大きく制度変更してから 4 年目となっている。

全般のところだが、今回の調査の問題作成にあたっては、知識、技能のみならず、思考力、判断力、表現力等の問題を重視させていただいている。概ね 4 割程度はこの手の問題とさせていただいた。学力検査結果全般から読み取れる学力の傾向については大きく 2 点ととらえている。全国学力学習状況調査等とも比較させていただきながら考察すると①基礎的、基本的な事項についての定着状況は概ねみられるということ。②文章、図などの内容や何が問われているかを正確に読み取り、さらに複数の知識・技能を結び付け、活用する力、あるいは適切に表現する力、ここに若干の課題が見られると捉えている。以下、国語、社会という順に分析した結果を書かせていただいている。概要だけかいつまんでお伝えさせていただく。

国語については、久方ぶりの漢文の出題となった。今までは、古文の出題が主流であったが、漢文の出題とさせていただいた。漢字の読みや傾向に合わせて、漢文の基礎的な知識や、読解力は身につけているものと判断できた。ただし、漢字の書き取りとか、文節の理解については、得点状況があまり芳しくなかったと捉えている。文章読解においては、選択式の解答はよかったものの、文章全体の流れをしっかりとらえて解答するというところに弱さが見られたところである。また、条件に合わせて書くというところ、いわゆる作文の問題についてであるが、条件に合わせて書くことができずに減点となった解答が目立った。ただ、書きあげようとする意欲は概ね見られたというところは評価したいと思っている。文章全体の流れを捉えた上で、部分を正確に読む力とか、異なる立場を踏まえて意

見を述べる力という点は、これからも育成していくことが望まれると考えている。

社会については、複数の資料を読み取り、決められた字数内で表現する記述問題を多く出題させていただいたが、資料の読み取りや文章で表現することが苦手な受検生にとってはやや困難だったと見ている。基礎的、基本的な問題の正答率は比較的高いものの、あいまいな理解にとどまっている受検生も多く見られるという傾向がみて取れた。

数学については、基礎的な知識・理解を問う問題に対しては正答率が高い。多く最初の方に問われる総合的な問題のところは正答率が高かったところであるが、読解力を必要とする問題においては、問われていることを的確にとらえることができていないと思われる点が見受けられた。また島根県の課題の1つとと思っている、図形に関する問題では、他の分野に比べて正答率がやはり低いままであった。身近な事柄について方程式や、関数を利用して考察・処理する問題では無答率が高いものがあり、ここに弱さがあると見ている。総じて言えることは必要な情報を整理し、処理する能力、また考察する力、身に付けた知識・技能を課題の解決に活用する力、いわゆる応用力といわれるところの育成が望まれるものと考えている。

理科については、基礎的・基本的な知識を問う問題の正答率は高い一方、論述や作図など思考力・判断力・表現力等を必要とする問題の正答率は低かった。文書やデータなどを読み取る力とか、観察・実験の結果、考察を文書やグラフなどで正確に表現する力、あるいは実生活や他教科で身につけた知識・技能を活用する力を問う問題を出しているが、そこにやや弱さがみられるということである。

英語も基本的なところは概ねできていた一方で、イラストや前後の内容等から情報を結びつけて解答する問題については、あまりいい正答率にはならなかった。英語の表現力を重視する問題においては、条件に合わない回答が多く見られ、書くことは書いているが、正答に結びつかないというところが多くみられた。また、無答率も高かった。「聞くこと」「書くこと」等、複数の技能を統合して活用する力の育成が強く求められると考えている。

2に学力検査得点状況を表している。平均点が国語から順に並んでいて、下に総得点となっている。前年度と比べて総得点はほとんど変わらない。0.4ポイントほど上ということであるが、今回、英語の得点が20点を下回るということになった。一方で数学が前年度18.7点であったが、今年度は24.1点とこちらの望むような平均点となっている。

7の3ページをお願いします。総得点の分布を上表に掲げている。顕著にいえること

は、200 点以上という、一種高得点者の人数が、前年度に比べてあるいはその前の年に比べても大幅に増加しているということである。一方で、100 点未満というところが増えてきているが、総じて全体の部分に大きな変化はない。下に各教科、また総合の得点分布をグラフ化したものがある。特に英語については、左側、いわゆる低得点層にグラフが寄ってしまったところがあり、こちらが懸念される場所である。総合得点のグラフは過去 2 年と比べても、そう大きな変化はない。

7 の 4 ページをお願いする。高校側、あるいは中学校側にそれぞれ意識調査をかけたものである。国語を例にとると、内容の程度、問題の分量とも、ほぼ相当とするのが、高校・中学とも同様な数字になっているが、一方で英語のところでは、問題の程度をもっと下げるといふ意見、問題の分量はちょっと多いのではないかというご意見、これが中学校、高校ともに高かったというところで、真に中学校の状況を見据えた問題となっていたかどうかというところは検証に値すると考えている。なお、中学校と高校で意識の調査にずれがあるというところであるが、高校の教員が試験監督をしている時に観察をしているし、採点を実際に行っている。その結果を踏まえてこの意識調査の回答となっているのに対し、中学校側では、問題をみるだけで、結果等の資料がない状況での調査資料となっているところに大きなずれがあると考えている。これは例年のことである。

3 の今後の予定について、特に（2）だが、結果と分析をしっかりと作成させていただいて、県内中学校、高等学校等ではホームページにアップの形で公表し、周知することとしている。なお昨年度から資料の配布はしないことにしている。（3）のとおり、中学校、高等学校教員を委員とする「高等学校入学者選抜実施要綱検討委員会」を立ち上げて、次年度入試について 5 月下旬から検討していくことにしている。

○林委員 今、課長からもお話があったが、英語が低いのが非常に気になる。もちろん冒頭の概要に単純に経年比較ができないとはあるが、他の教科に比べても全体的にやはり英語が低い。さらに、今回非常に下がっていて、この中で標準偏差が狭いというのは、今回難しかったのか、その辺がどうなのかというところがあるが、4 月に全国学力調査した時にも、やはりわずかな差ではあるが、3 教科の中で、英語が一番全国平均が低かった。今後の状況把握だとか周知に関して、ちょっと英語に対しては注意した方がいいと思う。

○多々納教育指導課長 事務局としても、この問題の正答率の状況等は課題感をもって捉えている。なお、この問題がこれだけ平均が低かった理由の一つになろうかと思っている

のが、英語のリスニングの点数が低かったということである。これまでは、英語のリスニングの問題を2回読み上げていたが、全国学力学習状況調査等に合わせて、1回にしたところもあり、ちょっと受検生にとっては戸惑いもあったかもしれないと思っている。また出題の方でも、英作文問題をしっかり期待していることとは反対に、やはり、誤答者と無答者が多くて、中学校の現場で英作文問題に対してもう少し取り組んでいただくようなメッセージを発したいと思っている。

○林委員 本年度から小学校でも英語の授業が始まる。島根県の児童・生徒の苦手な教科にならないようよろしくお願いします。

○浦野委員 今、お話のあった英語に関してだが、私の個人的な意見としては、問題のレベルを下げるのではなくて、子ども達の力をあげるという方向で、これから検討されていかれた方がいいのではないかと思う。中学校の先生も高校の先生も30%ぐらいの先生がもっと下げた方がよいのではないかという意見があるが、私はそのように思う。全体的にだが、課長の説明があったが、思考力、判断力、表現力を問うような問題が4割ほどということはやはり割格的にはすごく多いと思うが、私はこれからもこの傾向は続けていっていただきたい、いくべきではないかと思う。大学入試は記述式がちょっと今保留状態になっているが、その力を伸ばしたいがゆえにこういうことを検討してきたと思う。大学入試が少し元に戻りつつあるけれども、それに準じて、高校入試もそちらの方向にいかないように、つけたい力とかけなければいけない力というのは多分変わらないと思うので、せめて高校入試だけでも、これから先も子どもたちの力を育成してあげて欲しいと思う。

○多々納教育指導課長 浦野委員のおっしゃるとおりだと思っている。意識調査の中では下げるべきとか問題量が多いやや多いのではないかという意見もあるが、しっかりと高校側が求める力というものを見据えながら、また、中学生の現状を見据えながらとはいうものの、やはり一番大切なのは、子どもたちが社会に出て行く時に何が必要かという観点だと思っているので、そちらの観点をぶれることなく、問題作成にあたっていききたいと思っている。こういう学力検査というのは一つのメッセージだと思っているので、このメッセージを安易な方向に流すことなく、しっかりと伝えていきたいと思っているところである。

○新田教育長 報告第4号については以上とする。

**報告第5号 令和2年3月県立高校卒業者の就職内定状況及び令和2年3月特別支援学校高等部卒業者の進路状況について（教育指導課・特別支援教育課）**

○江角地域教育推進室長 8の1ページを御覧いただきたい。まず、県立高校分からご説明させていただく。3月時点ということで、これが昨年度の確定版となる。Iの1の就職内定状況の年度別推移の令和元年度の欄を御覧いただきたい。令和元年度の卒業生数が4,581人であり、このうち就職を希望したものが、1,089人、率にして23.8%。このうち3月時点で就職が内定しているものが、1,081人となっている。就職希望者1,089人に対し、内定者1,081人ということで、内定率の3月末の欄を御覧いただくと、99.3%となっている。今年度も就労担当の先生方や各地域の支援機関の方々のおかげをもって、例年どおりの高い内定率となっている。なお、このコロナ関連等の内定取り消しは現在のところ報告されていない。一番右の欄は、就職未内定者の状況だが、3月末の時点で8人の未内定者がいた。昨日時点で状況等確認したところ、公務員試験による塾に通っているもの、ハローワークと連携し就職活動を行っているもの等、様々であった。卒業と同時に、未内定者は、ハローワークや定住財団のジョブカフェ等によってサポートしていくこととなるが、学校に支援を求めてきた場合はこれまでと同様に可能な限り、学校側でサポートしていきたいと考えている。

次に2の就職内定者の県内、県外の割合である。一番右の令和元年度のグラフを御覧いただきたい。令和元年度の就職内定者、先ほどの上の表の1,081名のうち、県内就職者が76.3%、県外就職者が23.7%となっている。昨年度に比べて、県内就職者の割合が3%の増、実人数では県内就職者が55名増加となっている。これは、県立高校の進路担当者と商工労働部におられる人材確保育成コーディネーターの連携が非常にうまくいっている成果が徐々にあらわれてきていると感じている。

8の2ページを御覧いただきたい。これは新しい資料として今回初めて提出させていただくが、先ほどの内定者1,081名の県内、県外の割合を、1は地区別、2は学科別で表したものである。右の下欄にコメントしているが、1の地区別を見ると、東部西部は例年どおりの数字だが、隠岐の県内の割合が12.3ポイント増加している。

2の学科別では、農業科、工業科の県内の割合が増加している。理由としては、農業科は学校と地域の連携がこれまで以上に進み、生徒自らが地元の企業を知る機会が増えたことにより、増えていったと聞いている。工業科については、先ほど申し上げた人材確保育成コーディネーターがしっかり学校の方に入り、精力的にサポートしていただい

たことが要因であると考えている。県立高校分については以上である。

○佐藤特別支援教育課長 私の方からは、特別支援学校高等部卒業者の進路状況について報告する。表の一番下の段、令和元年度の進路状況を載せている。卒業生数は211名で、今までで一番多い生徒数である。うち進学は6名で、大学、専門学校等である。職業訓練は5名、東部高等技術校である。就職は80名、就職率は37.9%で過去最高の数値となっている。製造業、宿泊業、飲食サービス業、医療福祉関係業務への就職が多くみられる。続いて、障害福祉サービス等と書いているが、福祉サービス事業所が運営している形態である。その中で就労継続A型は雇用契約を結ぶ形態で、最低賃金以上において雇用されており、9名である。就労継続B型は雇用契約を結ばない形態で54名となっている。就労移行支援は2年間で一般就労を目指す形態で、8名となっている。自立訓練生活介護、その他は比較的障がい重い生徒が受けている福祉サービスで、それぞれ34名、2名となっている。障害児施設は2名で、卒業後も引き続き措置または契約延長の形で在籍している。入院は3名で、特別支援学校卒業後も引き続き治療が必要な生徒である。未定は6名となっている。現在引き続き就職活動しているものが1名。B型のアセスメントを待っているものが2名。家庭の事情で進路を決めかねているもの4名、いずれも相談支援機関と繋がっており、引き続き各学校もアフターケアをしていくことになっている。なお、新型コロナウイルス感染症における雇用への影響だが、自宅待機はあるが、解雇等を受けているところはない。

○林委員 8の3ページの特別支援学校高等部卒業者の進路状況だが、障害福祉サービス等が、数字だけで見ると、ここ数年、雇用契約のある就労継続A型の方が減ってB型の方が増えているように見えるのだが、これは制度、技術的なものなのか。もしくは、その受け入れの事業者が、A型よりB型が多くなっているのか。動向がわかれば教えていただきたい。

○佐藤特別支援教育課長 就労継続A型であるが、まず事業所の雇用が減ったということだ。事業所自体の数はそんなに変わっていないので、事業主が雇用をしなかったということ、その流れが就職あるいは就労継続B型に流れたと読んでいます。

○林委員 やはり生徒としては雇用契約を結びたいが、なかなか、そういう受け入れているところが、減りつつあるということか。

○佐藤特別支援教育課長 もちろん一般就労を目指している生徒も多いが、やはり就労継続A型については、支援員がメンタル面でのサポートを非常に多くしていくというこ

とで、最初はA型に所属して、そこから数年たってステップアップで一般就労を目指すという傾向にある。

○浦野委員 8の2ページで農業科の子どもさんたちの県内就職が多い理由を先程伺ったが、水産科の子どもさんの半分以上が、今年度、昨年度、県外に就職されている。これはどのように分析されているか。

○江角地域教育推進室長 水産科は隠岐と浜田にあるが、やはりもともと県外生が非常に多いということがあり、いわゆるしまね留学という形で伝統的に県外から来ていることが多いので、もともと県内就職率が他の学科に比べて低い。こういう数字でありながら、微妙ではあるが平成30年度に比べて、令和元年度は少し増えている。隠岐の方でも、最近、県外から来ている子たちが、隠岐の水産業に非常に魅力を感じて、そのまま定着する子たちが非常に増えているという傾向があり、両学校の校長先生が、やはり島根の高校を選んでもらったらそのまま地元の活力になってもらえるように、地元での実習等々をこれからプログラムの中でしっかり増やしていくようにカリキュラムを組んでいくと言っておられるので、今後、県外生が多いとはいえ、ここら辺の数字はしっかり見ながら、県外の子たち、もちろん県内の子たちももちろんだが、地元に着定していただいているような、教育課程等々あるいは地元との連携をしっかりとってきたいと考えている。

○池田委員 8の3ページだが、就職で、企業等に80名の方がいるが、公務員になった方はおられるか。

○佐藤特別支援教育課長 令和2年度3月時点においては、公務員はいない。

○池田委員 8の2ページだが、隠岐で、隠岐高校と隠岐水産高校と島前高校の3校だと思うが、県内ということで、島内ではないということか。

○江角地域教育推進室長 県内である。

○新田教育長 県内就職のうち、島内就職がどれくらい分かるか。

○江角地域教育推進室長 現在、手元に資料はないが、当然、県内のうち、どこに就職されたかという資料があるので、それは後で提供させていただく。

○池田委員 お願いします。

○出雲委員 8の2ページのところで、学科別の就職内定者に総合学科は毎年80%以上県内に就職する状況があるが、例えば総合学科からどういう職種が多いという情報があったら教えていただきたい。

○江角地域教育推進室長 これも、後で資料を提供させていただく。

○出雲委員 お願いします。

○新田教育長 資料提供ということで2件お預かりしたい。報告第5号については以上とさせていただく。

### 報告第6号 島根県幼児教育振興プログラム（案）について（教育指導課）

○江角地域教育推進室長 島根県幼児教育振興プログラムについてご説明させていただく。9ページに概要資料、その後ろに、プログラム（案）本体をつけている。まずプログラム本体の13ページを御覧いただきたい。幼児教育センターの体制の表があるので、改めて幼児教育センターの概要を簡単にご説明させていただく。

幼児教育センターは平成30年4月に立ち上げて、今年度は3年目がスタートすることになる。センターの設置目的は保育所、幼稚園、認定子ども園といった施設の種別を問わず、県内全ての幼児教育施設で質の高い幼児教育が提供されるよう、健康福祉部と教育委員会がタッグを組んで、研修などを通じ幼児教育施設の保育者のスキルアップを図っていこうとするものである。表の網掛け部分は、この4月からセンターのスタッフを増強したところであり、幼児教育アドバイザーを3名増員している。これで全県の幼児教育施設の研修機能の強化が図られることになった。今後は、新しいこの配置された3名を含めてそこにある総勢15名体制で、これから説明させていただく本プログラムに添って、島根県の幼児教育の質の向上に向けた取組を開始していく形になっている。

資料の9ページの1のプログラムの概要を御覧いただきたい。（1）のプログラム策定の目的は4点ある。まず1つ目だが、島根県の幼児教育の質の向上に向け、県の基本的な考え方を、本プログラムを通じてお示して、幼児教育関係者のみならず県民の皆様方に幼児教育の重要性や必要性等を理解していただき、県全体で幼児教育に取り組む機運の醸成を図ろうとすることである。

2つ目の目的であるが、就学前まで育みたい子ども像を設定して、めざす子ども像の共有化をみんなで図りたいと考えている。本プログラムでは、就学前、すなわち6歳までに育みたい子ども像を「いきいきと 周りの「ひと・もの・こと」に関わりながら遊び育つ子ども」と設定した。本プログラムを通じ、県全体で幼児期の終わりまで、6歳までに育みたい子ども像の共有化を図りたいと考えている。

3つ目の目的である。本プログラムを通じ、幼児教育における県、市町村、幼児教育

施設等の役割分担と明確化を図り、幼児教育に取り組む体制の強化を図りたいと考えている。

4つ目の目的だが、本プログラムを通じて、島根県幼児教育センター、すなわち県として今後5年間の間に取り組みたいことを、内外に明確に表明して、取組の共有化を図り、県全体の幼児教育に向けた推進力を上げていきたいと考えている。以上4点が本プログラムを策定する目的と考えている。

次に(2)で、県幼児教育センターが当面重点的に取り組む事柄を記載しているが、主に、当面2つのことにかなり力を入れてやっていこうと考えている。1つ目は、幼児教育の質の向上に係る機運醸成と、幼児教育施設に対する支援体制の強化を図ろうと考えている。県民に対する機運醸成や施設の管理職のマネージメント能力の向上など、施設に対する支援体制の強化を図っていききたいと考えている。2つ目は、保育者向けの研修の充実をセンターとして強化して取り組んでいききたいと考えている。中でも、以下の5つのメニューを特に重点化して取り組んでいこうと考えている。この中でも、特に2つ目の幼少連携・接続の研修は、より力を入れてセンターとして取り組んでいききたいと考えている。

(3)のこのプログラムの期間は、令和2年度から6年度の5年間を予定している。

2の今後のスケジュールだが、5月にパブリックコメントを行い、6月上旬の本教育委員会会議にご報告させていただいて、その後、文教厚生委員会に報告して、その後、教育庁内で決裁を取り、確定させていただきたいと考えている。なお、本プログラムは、研修用資料としても活用する予定にしており、またプログラム本体の第4章のところでは、県内外の優良実践例を掲載して、概ね20ページ程度になる予定だが、このプログラム自体が各施設での研修資料として活用できるような形にしていきたいと考えている。

○浦野委員 以前、この県幼児教育センターが発足してから、子どもの虐待に関する相談が多く寄せられたと記憶している。虐待に関しては、今後どういう対処をされるつもりかお聞かせいただきたい。

○江角地域教育推進室長 虐待については、基本的には健康福祉部などが専門的な機関として取り組んでいくが、当然幼児教育センターでもしっかりと意識しながら、このセンターが中心になって各施設に研修していききたいと思っている。虐待に関する問い合わせ等、あるいは発見を施設の方がどのように対応していくかということは、まず管理職のマネージメントが一番大事になってくるので、第3章の1の(3)の幼児教育施設内

のマネジメント力の強化のところ、虐待事例が見受けられることがあれば施設としてどう対応していくかということをもっとしっかり管理職に研修させていただく。加えて、一般の職員向けに、2の研修の充実の(2)④の家庭等における子育ての支援のところ、そういったような虐待行為を行わないように、保育者、保護者に対してセンターとして重点的に研修をやっていくことを、このプログラムの中でしっかりやっていく。ここでまず虐待自体を抑えた上で、どうしても専門的なことがあれば、当然然るべき専門家に伝えるということセンターとして考えている。

○浦野委員 幼児というのは、密な接触を必要とする年齢だと思う。今このような状況で、子どもたちは育つべき力というか、育むべきところが上手く育てられてないような環境にいるので、すごく気の毒で、かわいそうだと思う。今後、この状況がどのくらい続くかわからないが、この状況の中での幼児教育ということに関して、センターとしては、今、どのような取組というか、話し合いというか、そういうことをされているのか、もしあったらお聞かせいただきたい。

○江角地域教育推進室長 センターは、直接施設を訪問して、個別に施設ごとに検証していくというのが一つの売りなのだが、今はこちらのアドバイザー等々が施設に伺えないような状況になっている。これがどれくらい続くかわからないという状況の中なのだが、今センターでは、この状況がしばらく続いた場合は、施設でどのような教育、保育をやっていくかということをもっと検討中である。幼児教育施設の感染症が起こった時にどのような教育をやっていくかということは、本体資料の37、38ページに研修内容の一つとして安全管理があり、38ページの研修の具体のところを書いてあるのだが、保育所における感染症対策のガイドラインが出ている。こういったものをもっと一度施設側でしっかり学んでいただくような研修を、まずセンターが徹底をして、その施設の実情によって、このガイドラインに沿って、施設ごとに学びをしっかり確保してもらい、遊びをしっかり確保してもらおうというような形を考えている。

先ほどのご質問の回答としては、活動ができるようになれば、まずこのガイドラインをしっかり施設の方で理解、徹底してもらおうようなところをセンターはやっていこうかということをもっと現時点では内部で協議しているところである。

○真田委員 これからの幼児教育については、やはり特別な支援が必要な子どもの存在が少しずつ増えてくるのではないかと思うが、先ほどの13ページ、幼児教育センターの体制のところ、15名の体制でいくということだったが、特別な支援が必要なお子さん

に対する対応ができる方、専門的な知識を持った方がこの中に含まれているのか。

○江角地域教育推進室長 今年から、幼児教育センターの研修の5本柱の1つとして、特別な配慮を必要とする子どもへの対応に非常に力を入れており、本庁の教育指導課の指導主事2名のうちの1名に特別支援のスキルの高い、資格を持っている者を配置している。今後の進め方等々しっかり戦略を持ってやっていく体制を、コントロール機関である本庁にしっかり構えている。

○新田教育長 報告第6号については以上とする。

#### **報告第7号 島根県生徒指導審議会委員の委嘱について（教育指導課）**

○塚田子ども安全支援室長 島根県生徒指導審議会委員の委嘱についてご報告する。資料10ページを御覧いただきたい。生徒指導審議会は10名である。うち4名について任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したところである。新たに委嘱する委員は大西智之委員、釜瀬春隆委員、上田稔枝委員、三浦洋子委員である。任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間である。資料の表でご確認いただきたい。

○新田教育長 報告第7号については以上とする。

#### **報告第8号 特別支援教育在り方検討委員会の提言について（特別支援教育課）**

○佐藤特別支援教育課長 特別支援教育在り方検討委員会の提言についてご報告する。昨年度3月の教育委員会会議において、特別支援教育在り方検討委員会の検討状況について中間報告をさせていただいたところだが、3月26日に当委員長から県教育委員会に提言が手交された。11ページの2の概要に書いているが、この内容については別冊のとおり提言がなされたところである。前回と多少文言が異なるところもあるが、ほぼ同様な提言内容となっている。3の今後の予定にあるとおり、今年度提言内容を踏まえて、新しいプランを策定していくが、本日はその中でも、プラン策定作業と並行して、今年度から取り組む新たな施策について報告をする。

別冊の提言の5ページをお開きいただきたい。特別支援学校の職業教育就業支援であるが、今後の方向性の1番目、生徒の障がいや適正に応じた職業教育の充実及び実習先や就職先の確保について、県全体として対応を行う。このことに対して、3月の教育委員会会議でも説明をしたが、今年度、特別支援教育課に職業能力開発員を1名配置したところである。新たな分野の職場開拓と生徒の職業能力開発をミッションとしているが、

これから各特別支援学校のニーズを聞きながら、ミッションを遂行していきたいと思っている。続いて8ページをお開きいただきたい。就学前の子どもの支援である。今後の方向性の2番目、視覚障がいのある子どもへの支援を早期から適切に行うため、盲学校の幼稚部設置について検討を行う。このことに対しても同じく3月の教育委員会会議で説明したが、令和3年度に盲学校に幼稚部を設置するために、今年度を準備事業として、開設に向けて指導體制、あるいは指導内容の検証を行っている。最後に11ページを御覧いただきたい。高等学校の生徒と教職員の支援であるが、今後の方向性の3番目、通級による指導の拡充に向け、設置のあり方や担当者の養成について検討するとともに、担当者が協議、研修できる仕組みをつくる。このことに関連して、2月議会で高校通級の拡充についての質問があったところである。現在の4校の通級実施校のように、自らの学校の生徒を自らの教員で指導する、いわゆる自校通級というやり方に加えて、新たに拠点校に指導する教員を配置して、自らの学校に加え、近隣の学校を訪問して指導する拠点校方式を導入する見込みと答弁させていただいた。令和3年度に浜田地区でモデル事業を行い、令和4年度から随時拡充していきたいと考えている。

○浦野委員 提言の11ページの今後の方向性の2つ目で、高校における合理的配慮アドバイザーの配置の検討をされているということだが、現在の配置の状況を教えていただきたい。

○佐藤特別支援教育課長 いわゆるこの合理的配慮アドバイザーと呼ばれる人員は、現在配置していない。今、高等学校において、特別な支援を要する子どもたちへの相談が特別支援教育課に上がってきている。それを受けて、当課の指導主事が学校に訪問して対応を行ったり、あるいは障がいの種類に応じて特別支援学校の方から、センター的機能として、障がいに特化した相談支援を行っているところである。今後は、こういった合理的配慮アドバイザーの配置の要求をしていきたいと考えている。具体的にはプランに挙げていきたいと思っている

○浦野委員 合理的配慮アドバイザーという方は、どのような資格を持っていらっしゃるって、どこから人材が集めてこられるのかお聞かせいただきたい

○佐藤特別支援教育課長 これからプランを策定していく段階で、中身を決めていきたいと思っている。確かに誰もができるというようなものではない。特別支援に知見の高い方を想定している。それが高校の教員の知見の高い方なのか、あるいは特別支援学校の方々とか、あるいは関係機関なのかというところは、人選も含めて、今後検討してい

きたいと思っている。

○新田教育長 報告第8号については以上とする。

### 報告第9号 令和2年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について（教育指導課・社会教育課）

○畑山社会教育課長 令和2年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について、教育指導課分もあわせて一括して説明する。資料12の1ページを御覧いただきたい。この表彰は、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、優れた取組を行っている学校などを文部科学大臣が表彰するもので、学校・図書館・団体（個人）という3つの部門がある。県内の市町村教育委員会から県教育委員へ推薦のあった学校等の中から、文部科学省に推薦する学校等を県教育委員会において選考決定し、文部科学省において決定される。このたび、島根県からは、学校部門では松江市立竹矢小学校と江津市立渡津小学校、団体部門では安来の「おはなしのんの」が表彰されることになった。なお、図書館については、今年度は該当がない。被表彰団体の主な活動内容を資料12の2ページに記載している。学校部門1校目、松江市立竹矢小学校は、学校図書館のネーミングや季節ごとの掲示や展示、「おすすめの本」など工夫を凝らした活動を行っておられ、学校図書館資料の授業での活用等を積極的に進めておられる。2校目の江津市立渡津小学校は、学校図書館全体計画のもと、全教職員で計画的・組織的に、学校図書館の運営を行っておられ、地域のボランティアとの協働も積極的に行っておられる。団体部門の安来の「おはなしのんの」は、未就学児から中学3年生までの幅広い時代の子どもたちを対象にしたストーリーテリングを行っておられる。なお、ストーリーテリングというのは、語り手が昔話や創作などの物語を覚えて、語り、聞かせることである。絵本の絵を見せながら物語を読み聞かせる読み聞かせや、本の朗読とは異なり、物語を覚えて自分の言葉で語るという手法である。平成30年度は安来市内の小・中学校で合計100回以上ストーリーテリングを実施しておられる。また、他地域の団体との交流も行いながら、より効果的なストーリーテリングを行う努力を続けておられる。表彰式は4月23日、子供読書の日に東京で行われる予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となった。

○新田教育長 報告第9号については以上とする。

以上で本日の協議は全て終了した。冒頭にご説明したとおり、本日、協議いただいた

各項目については、この後、書面により賛否をご記入いただき、事務局に提出いただくようお願いしたい。事務局において取りまとめ、賛成多数の場合、議決とさせていただきます。議決結果等については、文書によりご通知申し上げます。また、議決に至る経過、経緯を議事録として作成する。

**新田教育長 閉会宣言 16時30分**